

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、就学支援金の支給を受けようとする者が提出した受給資格認定申請書又はオンラインで申請されたデータ等について審査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定する。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	私学文書課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 久万高原土木事務所用地管理課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係 089-912-2221
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類については鍵のかかるところに保管するとともに、事務取扱者への教育研修を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類については鍵のかかるところに保管するとともに、事務取扱者への教育研修を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	他情報保有期間	他情報保有機関	事後	
平成28年9月30日	7 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	
平成28年9月30日	7 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	
平成28年9月30日	7 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	
平成28年9月30日	8 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	089-912-2212	089-912-2221	事後	
平成31年2月1日	5 関連情報 5. 評価実施期間における担当	課長 上月 昌志	課長 井関 有貴	事後	
平成31年2月1日	5 関連情報 5. 評価実施期間における担当	課長 井関 有貴	課長	事後	
平成31年2月1日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年3月31日	I 7. 請求先 四国中央土木 事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に關する規則第14条に基づき見直
令和2年9月17日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概	特定個人情報(地方税関係情報、住民票関係 情報、就学支援金の支給に関する情報)を入手	特定個人情報(地方税関係情報、住民票関係 情報)を入手する	事後	
令和2年9月17日	I 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携②法	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番	削除	事後	
令和2年9月17日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年9月17日	II 2. 取扱者数	平成27年8月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	I 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に 基づき、就学支援金の支給を受けようとする者 が提出した受給資格認定申請書等について審 査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定 する。 受給資格及び支給額の審査に当たっては番号 法第19条第7号(別表第二)に基づき、情報提供 ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関 が保有する特定個人情報(地方税関係情報、住 民票関係情報)を入手する。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に 基づき、就学支援金の支給を受けようとする者 が提出した受給資格認定申請書又はオンライン で申請されたデータ等について審査を行い、受 給資格の有無及び支給額を認定する。	事後	
令和4年3月31日	4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令上	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二 113の項 番号	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	
令和7年2月28日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第66条	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第66条	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令上の 根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二 113の項 番号 法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第58条各号	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令 第2条の表 151の項	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの取	十分である	委託しない	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策 5特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	-	十分である 特定個人情報を含む書類については鍵のかか るところに保管するとともに、事務取扱者への教 育研修を行っている。	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策 11もっとも優先度が高いと考 えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	